

ウェーバーにおける政治と学問

——ΛヴェルトフライハイトVの問題として——

柳 父 園 近

一、はじめに

〔一〕 戦前から戦後にかけて、日本においては、マックス・ウェーバーの学問や思想は、日本資本主義の後進性を批判的に分析するメトードや、天皇制レジームの「精神構造」を解明するメトードを提供するものであった。また戦後には「前近代的」な人間類型を克服し、「近代的人間類型」ないし「市民型人間類型」を形成するための、さまざまな方法や視角を提供するものであった。あるいは、また「マルクス主義」を含めて、ポパーのいう公式主義的な「ヒストリシズム」から「科学」を解放する認識論の提供源でもあった。そしてなによりも、マルクスの唯物史観と並んで、世界史の総体に、独特のし方で理論づけをこころみたる業績として日本の社会状況の特性をも揭示してくれる歴史社会学の提供源であった。そしてその点で、しばしばマルクスとの関係が問題とされ、「マルクス・ウェーバー」問題という呼称もそこに生じたのであった。^{〔1〕} こうした日本でのイメージからすると、ウェーバーはいわゆる「リベラルな」研究者の側に立っており、戦後の「民主化」にびたりと照応する精神の持ち主であったかのうように考えられる。ところがウェーバーの祖国ドイツにあっては、ウェーバーはしばしばその「民主主義」に関し

て論争の焦点となってきた。就中、ヴォルフガング・モムゼンの『マックス・ウェーバーとドイツの政治』(一九五九)が、この論争に点火した。⁽⁸⁾モムゼンはナチ・レジームの成立に対してウェーバーの政治理論が相当寄与するところがあつたとした。もちろんこれに対しては、モムゼンの議論が失当であるとするモムゼン批判の論文も少なからずあらわれ、モムゼンはこれに応戦しつつ、一九七四年に前者の加筆増補版(五〇〇頁をこす大冊となった)を刊行し、論争のしめくりをはかった。

かくして日本においてはアンシャン・レジームないしファシズムの批判的解明のために強力な力を示したウェーバー学であつたが、ドイツにおいてはまさにファシズムへの学問的責任をウェーバーが問われている、というくちがいが生じていたわけである。このふたつの事態は何らかの総合的理解へもたらされうるものであろうか。小稿はこうした問題意識の下で、若干のごく予備的な分析をこころみ、他日の展開のために脚がかりをえたいと考えるものである。

(二) とはいえ、一連のモムゼンをめぐる論争の全体にわたってレビューをこころみ、論点をしぼるという作業は、たとえば、モムゼンの本の第二版に付された長大な Nachwort で論及されているものだけを見ても、関連する文献の量からして筆者の、ましてこの小稿でとうていとりあつかいするところではない。そこでここでははじめから小さく土俵を限定し、その土俵で論じられている問題に関わる論点だけに議論を限定してとりかかすることにしたい。その土俵というのは、モムゼンが大冊の『マックス・ウェーバーとドイツの政治』に付録として加えた論稿「マックス・ウェーバーにおける支配の形式的な合法性と、合理的な正当性との関係をめぐる問題について」という論文である。⁽⁹⁾この論文はモムゼンが、ウェーバーの名著『経済と社会』の編者として有名なヨハンネス・ヴィンケルマンを批判したものである。すなわち後者がナチの先達カール・シュミットによるウェーバー批判——それは支配の正当性根拠として「合法性」というカテゴリーを設定するウェーバーの立論に対する鋭利な批判であつた——に応

戦してウェーバーを擁護しようとした著作『マックス・ウェーバーにおける正当性と合法性』(1953)を、⁽¹⁾モムゼンが、ウェーバー論としては失当であるときびしく批判したものである。さしあたってはこのモムゼンの論文を若干立ち入って研究することが、モムゼン論争を含む、少なくとも根本的な意味をもつ二、三の問題について理解を深めさせ、またモムゼンとヴィンケルマンのウェーバー研究に共通する、と考えられるある「限界」をも検討させ、それを通じてウェーバーという精神的多面体にもくらかは接近しうるのではないか、と思われるからである。

議論のすすめ方としては、まず①この「土俵」の背景をなす一九六〇年代のモムゼン論争を簡見し、とくにモムゼンの主要なテーゼの整理をこころみる。次に②ヴィンケルマンの論文について要点を研究し、③その上で「土俵」であるモムゼンのヴィンケルマン批判の論文を検討する。——しかし④ここであらかじめ若干小稿の結論を記しておくべきである。(i)モムゼンの問題提起をめぐる一連の論争は、現代の政治状況——とりわけワイマル共和国の運命とナチ・レジームの成立——に対してウェーバーの思想と「学問」とが持った一連の関係を広範にわたって提示した。そしてモムゼンの議論は後段でみられるようにこの論争の中では、ウェーバーの帝国主義的な面を徹底して追求したことで、それとしてきわめて重要な議論であるように思われる。またヴィンケルマンとの論争だけにかぎってみても、問題となった「正当性根拠」の議論をめぐるウェーバーの「原典」のザッハリヒな「読み方」競争に関する限りでは、年若のモムゼンの立論の方がより妥当性を主張しうるもののように思われる。そうしたいみでモムゼンの力量は並々ならぬものがある。(ii)ところが以上のことは充分承認したうえで、やはりモムゼンの研究にもいくつかの基本的な疑問が残されるように思われる。すなわち、モムゼンの場合、ウェーバーを政治的にも学問的にもつばら帝国主義的な国家理性の論者としてとらえていることや、しかもその際ウェーバーへのニ・イ・チエの影響をひどく重視するのは——この反対にウェーバーをひたすらリベラリストとしてとらえようとするヴィンケルマンのそれなりの努力もまた——やはりウェーバー把握としては一面的であるように思われ

る。その点ではベンディックスやホーニヒスハイムなどモムゼンへの初期の批判者たちの議論——その批判はモムゼンの当面限定された問題意識や立論へのある無理解を含んでいるために、ややまとはずれの感があるにもせよ——がウェーバーの政治思想については、よりふくらみのある理解を示している。なかならず、小稿の最後であらためてとりあげるE・バウムガルテンの名著『Max Weber — Werk und Person』(1964)には、より重要な示唆が含まれていると判断される。

それにしても、たとえば日本のウェーバー「宗教社会学」研究などが開拓してきたような、ウェーバーの、はるかに巨大なバースペクティヴ——「ヨーロッパ」とは何であるのか、とくに近代ヨーロッパにおける「合理的」な社会と文化とは何者であり、それは人類史上どのようなユニークな秩序原理を生み出したのか、といった問題へのウェーバーの考察——に対しては(ヴィンケルマンにはややその視点があるが)とくにモムゼンの場合、視界はほとんど閉ざされているようにさえ見える。本来なら、そうした「宗教社会学」の研究などが結果的に、提示したウェーバーの政治思想の側面への示唆(特に人権理念やそのにない手としてのセクテをめぐる共感など)を第一大戰の敗戦国ドイツの状況に規定されたウェーバーの「政策論」をめぐるモムゼンらの研究に重ね合わせれば、ウェーバーの政治社会論ははるかに重厚な姿をみせてくるように思われるのである。それにつけても(Ⅲ)ヴィンケルマンと背中合わせのような形でモムゼンが、結局ウェーバーの一面だけを全体像化するような把握におわったのは、おしつめたところ小稿の最後の節で考察するように、ヴィンケルマンと等しくモムゼンも、ウェーバー自身における、あの・ヴェルトフライハイト^{*}の精神構造を徹底して把握しようとは努めなかったためではないかという問題が底にひそんでいるように思われる。はたしてそう判断できるとすればヴィンケルマンの、しかしとりわけモムゼンのこの面での難点はどのようなところにあったのだろうか。小稿は最終的にはこの点を研究することにより、「モムゼン論争」の成果と、宗教社会学的なウェーバー研究がもたらした「近代社会論」者(ウェーバーのイメー

ジとの接合が展望されうるような次元をもさぐろうとする試論である。

二、モムゼン論争

さて、しばらくは「モムゼン論争」の研究に没頭しよう。一九五九年に刊行されたモムゼンの著書がまきおこした一連の論争は、きわめて広範な参加者をえて長く尾を引いた。一九六四年のハイデルベルク大学におけるウェーバー百年シンポジウムにはそのこだまがひびきわたっているし、^⑦論争はドイツをこえて諸外国にも広がっていった。いまここでそのぼう大な内容に立ち入ることはできない。むしろここでは、先ほど限定した「土俵」の精神的・論理的コンテキストを理解するのに必要と思える限りで、モムゼンの大著全体の諸テーゼを要約するようつとめよう。

〔一〕とはいえその前に最小限の「前史」を簡見しておこう。たとえばG・ロートがその簡にして要をえた論文で論じているように、ウェーバーに対する「政治的」な批判は、すでにワイマール共和制の時代から左翼と右翼の両方から加えられていた。^⑧左からはルカーチらによって、ウェーバーが結局は反マルクス主義的な非合理主義者であるとの批判が加えられていた。また右からは西欧的「自由主義」的であるかどでウェーバーは非難を受けた。たとえば、シュテーディンクのファシスト的な批判をみても、またウェーバーが「合法性」(Legitimität)を正当性根拠(Legitimationsgrund)に加えたことをカール・シュミットが批判したのをみても、そこには学術的論理だけでなくこうした右派の立場からのある感情的反感もこもっていたと考えられよう。そうした左右の立場の間でも、トルチやマイネッケにとっても、ウェーバーはとらえにくい問題的な思想家であり、しばしば「ドイツのマキアヴェリ」^⑨にもたとえられたりされていた。またエリッヒ・フееーゲリンやレオ・シュトラウスのように、自然法的な人権思想の立場に立つ人々からは、このヒューマンな近代的自然権思想への「帰依」を告白しないウェーバーは一種の「ニヒリスト」であるとされていた。^⑩そしてモムゼンはいえ、まさにこの自然法的な人権思想による批判の

系譜を引いており、戦後の、アメリカ的な民主主義教育を受けた世代の人としてあらためてウェーバーを論じ、彼は古典的な権論者といういみでの民主主義者ではなかった——私人としてはともあれ、政治論文において——、という観点から、従来にない徹底性をもってウェーバーに批判を加えたのである。ウェーバーは充分「リベラル」でなく、帝国主義志向の方が強烈であり、やがてフューラー主義という非合理主義に傾き、少なくとも結果的に、ナチの制覇に寄与し、途をそなえたのだ、というのである。かくしてウェーバーは左、右および「中央」から攻撃されるに至った。こうした背景がすでに存在したのであった。無論、T・ホイスをはじめ、ウェーバーを弁護する人々も存在したが、^①そうした人々を鋭く批判したのがモムゼンであった。

〔二〕 まず、モムゼンによれば、一九五〇年代の西ドイツでは、ナチ・レジームの悪夢からようやく解放されて新たな民主化の動きがはじまっていた。その際、人々にはナチ時代をとりこえて、旧ワイマール体制初期にあって民主化をおしすすめた人々を民主主義の精神的父祖とあおぐ雰囲気があった、その中でとりわけマックス・ウェーバーはワイマール民主制の重要な「父」と考えられる傾向があった。しかしモムゼンはこうしたワイマール知識人論、就中ウェーバーのとりえ方に深刻な疑問をいだいていた。むしろ当時二九歳のモムゼン（一九三〇年生）の世代からすれば、ドイツをナチ・レジームへとみちびいてしまった諸々の要因すべてを容赦なく批判的に検討することこそ急務だと思われた。こうした時代背景と明確な問題関心を思えば、やや性急な初期のモムゼンの論調もまたあるいみでは許されうるものであることは理解されよう。

① モムゼンはまず、ウェーバーの政治社会学と実践的な政治論とをつらぬく基本イデオロギイは、近代化された資本主義の下でのドイツ帝国主義であり、国内的には、ビスマルクの遺産であるユンカーの専横や、強大な官僚制機構の専横をも統御しうるほど有能で「ダイナミック」な国家指導者の確保というイデオロギイであったと見る。^②この基本イデオロギイに規定されて、彼の民主主義論や議会論は、自然法的な、人権の制度的保証という西欧的思想ではなく、むしろ

せいぜい国家的指導者の議會での揀別という機能主義的な見解が特徴的だとする。③また後年のウェーバーの「指導者民主主義」にはニーチェ的なエリート思想の影響があり、「指導者」とその人民投票での「授權」というその議論は、さしあたっては弱少な議員たちの構成する議會への「対重」として考えられていたが、しだいに一人歩きしていったとする。④もちろんモムゼンもウェーバーをヒトラー主義の精神的な「父」とまで見るわけではないが、モムゼンによればウェーバーが晩年に主張した第一次大戦後の新生ドイツのための「大統領」制は、市民社会の各特殊集団の利害をこえた「人民投票」によって、国家理性の決定能力を持つカリスマ的人物を撰択する制度である。モムゼンによれば、ウェーバーにすでに存在するこの発想を「民族の全体意志」論へと完成し、議會制民主主義をほうむったのがシュミットであった。ウェーバーにおいてすでに権力分立論とはおよそ異質な、「カリスマ的民主主義」への傾斜が生じている、とモムゼンは示唆している。⑤このような思想は単なる技術論をこえた原理的レベルにおいて西欧的な議會制民主主義とは全く対極的な「国家理性」の立場である、とモムゼンはみる。かくてモムゼンは議論を要約して、カール・シュミットはただ、ウェーバーのこうした一連の論理に含まれていた諸前提を利用し、むしろその帰結をいっそうラディカルに明確化しただけなのだ、とのべている。結局のところ帝國主義時代のドイツのナショナリストであったウェーバーは、ひたすら「目的合理的」に内にも外にも、「国家」の力を強化することしかめざしていなかったのだから、というのである。⑥このようにえがかれたウェーバー像はきわめて「ドイツ的」で「非西欧的」な姿となっている。重要な指摘であることとともに、ウェーバー解釈としてのある問題性も感じさせるものであろう。

ところで、問題のヴィンケルマンの見解はこの点、まさにモムゼンの逆なのであった。

三、ヴィンケルマン論文

前節では小稿のいう「土俵」の周囲の状況を概観するべくモムゼンの著者本文の諸論点を調査した。ここではもう一步「土俵」に近づくべく、土俵・モムゼンの「正当性論文」が批判の対象にしたヴァインケルマンの『正当性と合法性』(一九五二)を少し調べておこう。

[一]ではヴァインケルマンは何を主張しようとしたのだろうか。それは何よりもカール・シュミットの著作『合法性と正当性』をうらがえしにしたその論文の題名じたいが示しているように、正当性の問題をめぐってのシュミットのウェーバー批判が浅薄であると反批判し、ウェーバーの「正当性根拠論」を「正しく」読み解き、かつモムゼンと反対に「リベラリスト・ウェーバー」の姿を明確に提示しようとするものであった。

いうまでもなくウェーバーの「正当性根拠論」とは、彼の『経済と社会』 *Wirtschaft u. Gesellschaft* の諸章、就中「支配の諸類型」や「支配の社会学」の諸章において——有名な「支配の三つの純粹類型」という一文は、今では『科学論文集』(第四版)に移されているが——、さらには時事的な論文においても重要な役割をになう基礎的な理論である。ウェーバーが世界史上の様々な「支配」について、それらが被支配者によって自発的に「服従」される契機を分析し、そこに「伝統主義」的、「カリスマ」的および「合法的」な、「支配の正当性根拠」(*Legitimationgrund*)という思想的・心理的メカニズムが機能しているのを論じたことじたいについては多言を要しないであろう。さらに、このうち「伝統主義」や「カリスマ」による正当性という議論は、比較的明解であるといえよう。しかし問題は近代的な「合法性」(*Legalität*)の場合なのであった。というのもナチの先達となった公法学者カール・シュミットが、前述の論文でウェーバーの「合法性」論を問題とし、単なる「合法性」はどこまでいっても「合法性」でしかなく、固有のいみでは真の「正当性」根拠ではありえない、と鋭く指摘したのである。彼はワイマール共和国の精神状況の下で「今日一般に行なわれている正当性の形式」は「単に形式的に妥当な合法性の盲信」にすぎないし、「法」を基底においてささえる「価値内実」はつとに失なわれていると論じた。彼は、より実

質のある正当性根拠論へと「合法性」理論を克服することを求めた。シュミットはまた、議会主義をほうむり、独裁に道を開くことに力をかけた鋭利な著書『現代議会主義の精神的地位』でも、二〇世紀のブルジョア民主主義が依拠する、議会による法形成という正当性根拠がいかに空虚化しているかを論じ、議会はもはや諸社会集団の欺瞞にみちた利害のかけひきの場にすぎず、国民全体の意志や「真理」を理性的に討論し、正しい政策を確認しうる場ではなくなった、とし、より直接的に民意を体现する独裁的な指導者の選出（アクレマチオン）を暗に要請した。¹⁷

この著作でもシュミットはウェーバーを批判している。もちろんシュミットの一連のファシズムに傾く政治理論は右の議会論を含めて今日徹底その立場を支持することはできないが、それは破壊へのパトスと「例外状況」への志向がもたらす極論のもつ鋭さを秘めていて今もあなどることはできない。

この議論に対決してヴィンケルマンは、ウェーバーを弁護しシュミットの批判が当たらないことと、ウェーバーの「合理性」論が実は自然法的な人権思想と密着していたことを論証しようと努力したのであった。

〔二〕 さてヴィンケルマンは、シュミットのウェーバー批判に対決して、あらまは次のようにウェーバーを擁護する。若干はパラフレーズを加えつつ解説を試みよう。すなわちウェーバーが「合法性」をも、「伝統主義」や「カリスマ」と並ぶ正当性根拠とみなしたのは、単なる経験的な認識ではない。つまり、今日では人々が、「法の支配」の名の下で、ただ国家の法律や社会規則に定められているがゆえに、その「法」による合法的支配に服従しているし、服従せざるをえないでいる、という「経験的現実」を単に観察した結果なのではない。¹⁸ もちろん、ウェーバーの社会科学も「経験科学」である以上、こうした経験的事実をも当然重視し、そのさまざまな形姿を分析し（その結果あの卓技な「官僚制」の社会学のような実りゆたかな研究をものこされた）たのは衆知のことである。しかしウェーバーが「合法性」をも「正当性根拠」に加えたのは、国家の法律や企業規則への人々の「目的合理的」な服従といった事態に幻惑されたからではなかった、と彼は指摘する。そのような単純な事情ではなくウェーバー

になれば、「合法性」とは本来は、——その真の形態においては——単なる機能的、目的合理的な「合法性」ではなく、すぐれて特定の合理的な「価値理念」に立脚した「価値合理性」性の要求に合致する「法」形式への、人々の服従をいみしていたのだ、とヴィンケルマンはいう。¹³⁾もちろんここでヴィンケルマンが示唆している「理念」とは自然権思想である。ヴィンケルマンはウェーバーにおいては、「伝統」や「カリスマ」の非合理性とは異質の正当性根拠として成立する本来の「合理的」な正当性根拠とは（「伝統主義的」行為や「情緒的」な行為の次元と異なつて）、「合理的」な思考によつてこそ基礎づけられたものであつた、とする。そしてウェーバーは「合理的」思维といえるものを①単なる機能的な手段の考量としての「目的合理的」な思维としてのものと、②人間的な「価値理念」の実現を一貫して追求するというみでの「価値合理性」と、このふたつに分けていゝという。ヴィンケルマンによれば、「近代」においては過去の「伝統主義」や宗教的「カリスマ」への帰依とはことなつて、近代的な自然権思想としての「基本的人権」(Menschenrechte) という合理的な理念が、まさしく「理性」によつて論理的に確立せられた価値理念として（——発生的には「再洗礼派」¹⁴⁾ピューリタンの思想に由来するにせよ、それとしては理性的である自然的な人権理念として）出現したのであつた。ヴィンケルマンによると、まさにこうした価値理念からの価値合理性にみちびかれつつ「個」の解放と「支配のミニマム化」をめざし、就中権力者の「私的支配」をとりのぞくべく、合理的な「法規」を設定し、「法」のみがそこに「支配」的であるような「合法的」な社会を実現せんとする勝義のエートスこそ、ウェーバーにおける「真」の「合理的支配」とその「合法性」の概念内容なのだ、というのである。ヴィンケルマンは豊富なウェーバー原典への引照示唆を与えつつ、このように論じている。かくて、ウェーバーが「単なる合法性」をも含めて、「合理的支配」というカテゴリーを定立したのは、「カリスマ」や「伝統主義」の強力な正当化作用に負けないだけの、こうした深い原理的消息が存在したからであつたとするヴィンケルマンによれば、シュミットが似而非正当性「根拠」にすぎないと批判した「合法性」は、実は

「真」の合理的な「合法性」(自然権的人権理念という正当性による)が「世俗化」し、「変質 *denaturieren*」した。だから、形態にすぎない。したがってシュミットはウェーバーの「合法性論」の本質を読みとれなかったのであり、その批判は失当であり、またシュミット流の新しいカリスマ的な正当性論は、ウェーバーとは異質の立場「ファシズムへと展開しようとする脱軌なのである、という。ちなみにヴィンケルマンはこの「変質」を「カルヴィニズム」から「資本主義の精神」への変形の問題とパラレルに見ている。²¹⁾——しかしモムゼンは次節でみる如く、ウェーバー「原典」の読み方に関する限りこのヴィンケルマンの結論に対し、シュミットの側に近く立つのである……。

〔三〕 以上がヴィンケルマンの分析の要点なのであるが、さすがに『経済と社会』の編者だけあって、ヴィンケルマンはおよそ以上のようなテーゼを論証するべくウェーバーの知的遺産の世界をたんねんに検討しており、このため脚註に示された参照箇所は驚くべき分量となっている。²²⁾とまれヴィンケルマンにおいては、ウェーバーの「支配の社会学」は「経験科学」としての現状分析も含みはするが、本質的には近代自然法的な人権理念を奉じる自由主義的な民主主義を志向する含みを持つ著作として解示されるのであった。その「正当性の社会学」じたい、そのような思想性においてのみ「正当に」理解されるべきものとされたのである。

しかしヴィンケルマンのこうした立論には、ウェーバー論としてはある「無理」もひそんでいた。というのは『経済と社会』はあくまでも *Wertfreiheit* (価値自由) な科学的労作である。²³⁾その限りウェーバーじしんは、たとえば「合法性」の問題についても、自己の価値観の告白は一切禁欲しているわけである。ヴィンケルマンがしたように、ウェーバーは「本当は」自然法的人権理念をこそ「真の」合理的「合法的支配の根拠と考えていたのだと論定することも、ウェーバーじしんの文章からも、あるいは絶対に不可能ではないにしても、モムゼンが指摘する如く、それに必然的妥当性を要求することはとうていできないと思われる。ウェーバーは、合法的支配には「価値合理的」たろうとするものも「目的合理的」なものもありうる、という経験判断しか下さない。どちらが真の正当性

根據であるか、の判断は「科学者」としてのウェーバーの下すところではありえない。研究動機はともあれ、「科学」は現実の、人々の行為やそれが形成する社会事象を整理し、類型づけし、または因果連関を研究し、その限りで経験的対象を「説明」することには「関心」を持たず、また持つべきではない、というのがウェーバーの学問論であろう。ヴィンケルマンの「解釈」はそのいみではウェーバーの「法哲学化」それも「自然法思想」というひとつの「信念」にむかう「規範学」となってしまうように思われる。むしろ、まさにそうした「規範」を含まない「支配の社会学」であつたためにシュミットにそのまま接続していたのだ、というのがモムゼンのみ方であつた。

次にモムゼンのヴィンケルマン批判を考察しよう。モムゼンはヴィンケルマンの右のような「深読み」を確実に突いている。しかしまた皮肉なことに、モムゼンじしんが、まさにヴィンケルマンとは逆の方向において（ウェーバーの「国家理性」への志向という一面を批判することだけに固執したことによつて）ウェーバーにおける「人権思想」その他の面を充分評価できない途へと自己閉鎖してしまつてゐるように見えるのである。その意味では、ヴィンケルマンのウェーバー論の強引さを批判したモムゼンじしんが、同様の一面化に固執してゐるのである。両者いずれの場合にもこうした事態が生じてしまつたのはなぜなのか、これがまさに究極の問題なのである。

四、モムゼン論文

ともあれ、次に「士俵」の本体であるモムゼンのヴィンケルマン批判論文を検討することにしよう。この論文 *Zur Frage des Verhältnisses formeller Legitimität und rationaler Legitimität der Herrschaft bei Weber* は、『M・ウェーバーとドイツの政治』の付録として収録された小論文にすぎないが、この大著の諸章、とりわけワイマル体制期にかかわる後半の三つの章や、第二版への長い「後記」で論議されている「正当性」論の諸論点のエキスとも考えられる。これでもできるだけ簡潔に要約してみよう。

〔一〕 モムゼンもやはりカール・シュミットのウェーバー批判の検討から出発する。そしてはつきりと、「形式的合法性」〔概念〕の無内容性と問題性が、歴史的結果としてはヒトラーのカリマスの支配の正当化に寄与してしまつたとする。「我々は本書〔モムゼンの著書〕において、議会主義的な合法性と人民投票的な正当性との対比についてのカール・シュミットの学説がどれだけウェーバーに由来 (nützlich) するものであるかを論証した」とするモムゼンは「カール・シュミットは、熟慮をもつてウェーバーの正当性根拠理論にすでに伏在していた諸前提のふくむ帰結〔「合法性」のみの社会の虚弱さからする、『カリマス』への帰依の必然性を経ての全体主義的なナチ・レジームという帰結へと〕をラディカルにひき出し」ただけなのは「確実である」とする。いわば、シュミットの方が明瞭で誠実だつたのだ、ということにもなる。しかもヴィンケルマンが、ウェーバーにおける「真の」合法性概念を「価値合理的」なものであるとし、その墮落形態ないし虚偽意識が今日の官僚社会に広がっている「目的合理的」なりガリテートであるにすぎない、と論じたことは妥当でないとする。そのいみでは「ウェーバー自身がヴィンケルマンの用語法における虚偽意識 (falsch Bewusstsein) を持っていた」のであり、ウェーバーは「真の意味での価値合理的で正当的な民主主義的秩序したいをもちや信じて」いなかったのだとする。さらにヴィンケルマンじしんがウェーバーにおける「合理的支配」の正当性論のあつかいに苦慮したことをみとめているのを指摘し、ヴィンケルマンが自説を依拠せしめたウェーバーからの多くの引照箇所のうちくに決定的な意味をもつたつの箇所、すなわち『経済と社会』(第五版)のS.19およびS.128の文章を研究し、ヴィンケルマンの立論が無理を含むことを指摘する。この二箇所の文章は当面の論点にとって重要であるが長大にわたるので引用は断念せざるをえない。要約のみを記せば、なるほど、まず①S.19では「合理的支配」の正当性根拠たる「合法性」にはふたつの場合が存在し、そのうちのひとつが「価値合理的」な「自然法」に依拠するものであることが論じられているにすぎない。しかもそれはきわめて特殊なものとしてあつかわれており、また自然法思想は今日ではリアルな役

割を持たなくなった一箇の信念にすぎない、とまで註記(いわば「自然法思想」の *Entzauberung*) されている。ヴィンケルマン説をささえる根拠とは思われない。またその語をみても、法定立について、「目的合理的」な「合法性」と「価値合理的」な「合法性」とが *Ober* の一語で並記されているにとどまり、後者こそが「真の」合法性などとは全く示唆されていない(まさにこの *S. 19* がシュミットの抗議をまねいた箇所でもあった)。⁽⁸⁶⁾

このようにしてモムゼンは、ウェーバーが、ヴィンケルマンのいうようなみで、人権、理念という「価値合理的で、実体的な正当性根拠への志向性」においてのみ、民主主義的な秩序は「正当な合理的支配のカテゴリー」たる「リガリテート」を有する、などと考えていた根拠は何もないとする。むしろ「議会制的な民主主義とは、ウェーバーにとっては、指導者の人物の撰別のための合目的(*Zweckhaftig*)な制度として存在しえただけのことであり、それ以外の何ものでもなかった」とモムゼンは断じている。プロイセンのユンカーに代表される前近代的支配層からドイツを解放し、強力な「世界政策」を実現する近代的「資本主義的強国へとドイツを再成せしめる」「手段」としてのみ、民主化はウェーバーにとって意味をもっていたのだ、というのである。⁽⁸⁷⁾ ましてヴィンケルマンが『経済と社会』の *S. 130f-140f, 154, 168, 754f* 等に依拠しつつ主張したような「疑似自然法的な実体的な価値規範」、たとえば「良心の自由 *Gewissensfreiheit*」の理念などは「ウェーバーの、民主主義的支配に関する機能主義的な理論においてはもはや何の役割も演じてはいない」とモムゼンはのべ、さらに「ウェーバーの『*Führerdemokratie*』においては、根本的な価値理念の秩序の擁護や、〈支配のミニマム化〉ではなく、その反対に、民族的国家本質の権力の強大化と、単なる合法性に硬直した社会の中からのカリスマ有資質者の自由なる指導的な地位の強大化とが所得たのである」とする。⁽⁸⁸⁾ まさにウェーバーにおけるマキアヴェリ・リヴァイアサンの一面を強調するのである。

ただしこのように論じたのちに彼はやや好意のあるヴィンケルマン評価も行い、ヴィンケルマン論文がウェーバーをふまえてウェーバーに欠けていた方向への新しい出発を実現したものであると見、ウェーバー理論はヴィン

ケルマンの方向に「活用」されるべきであつて、しかしヴィンケルマンがウェーバーに「帰る」べきではないのだ、とのべている。かくて、モムゼンは、シュミットやナチ・ジームへと連結するし方で次のようにウェーバーの「学説」と「思想」との「歴史的役割」を規定している。ウェーバーの政治理論はワイマール時代を通じて法と国会を犠牲にする仕方での、人民投票的な行政首長への運動をうながしたのであり、「一九三三年という年は、ウェーバーがその概念にこめた意味とは全くことなる形態にせよ、『マシーン』を持つカリスマ的「人民投票的なフューリーシャフト」をもたらした。それにしても民主主義的な諸制度の意味を徹底的に形式主義化する議論と結合していたウェーバーのカリスマ的な指導制の理論は、部分的には、ドイツの民衆がひとりのフューラーへの歡呼賛同に、そしてその限りでまたアドルフ・ヒトラーへのアクラマツィオンに、内面的に、意志を傾むかせるのに寄与することとなつたという事実、この事實は誠実に、確認しなければならない。」(傍点筆者)と。

五、論争の小括と視角の転回

さてわれわれはモムゼン論争をめぐつて主としてヴィンケルマンとモムゼンの研究を調査してきた。前者のえがくウェーバーは、ロートやペンディックスやホーニヒスハイムと同様陽であり、後者のそれは——『第二版』——では若干トーンが明るくなつてはいるにせよ——陰であつた。そして両者の議論をくらべると、①ヴィンケルマンはシュミットへの対抗上、ウェーバーの「社会学」の「合法性」観を、あまりに自分の信じるウェーバー像に引きつけて論じたために、「合法性」論そのものとしては、「読み込み」が強くなりすぎてしまつたといえよう。その限り彼の議論はウェーバーの「人柄」を救いつつ「社会学」を「倫理学」化し、また一面化してしまふといえよう。②これに対しモムゼンは、ウェーバーの「社会学」における「合法性」論には少なくともストリートな形では「人権論」による歯止めが欠けていることを明らかにした。その限りではモムゼンの方が、この論争に関するかぎりで

はヴィンケルマンよりも「勝利」していると考へてよいだろう。「社会科学者」としてのウェーバーは「価値から自由に」この「合法性」を論じているのであり、そこに分析装置としての強みも、また悪用されうる可能性も存在したのだった。しかも一方でウェーバーは国権強化への強い傾きがあった、とモムゼンは論断し、とくにウェーバーの「学説」がナチ・レジームの形成に充分利用された「責任」を問うている。これらのネガティヴな論点をモムゼンが分析した功績は承認されるべきであらう。③しかし、このような認識をふまえてモムゼンのえがく「ウェーバー」の思想像も（ヴィンケルマン論文をめぐる論争をこえて）、より広いコンテクストでみる時にも、はたしてウェーバーを適切にとらえた認識といえるか、となれば、小稿冒頭でのべたごとく、やはりかなり疑問なのである。

④また逆に「支配の社会学」の文面に忠実に読めという学問的要請から見ると過度に「読み込み」のみえるヴィンケルマンの主張も、ホーニヒスハイムらの伝える「私生活」でのウェーバーの消息や、次に見るバウムガルテンが重視するウェーバーの公然たる人権論の文章、また「宗教社会学」との相関で考える場合には、ある種の説得性を持つという事態も——彼の論文の問題性をこえて——考えられよう。実際、ナチの出現という全く新しい「状況」を眼前にしたら「なま身」のウェーバーは何と言ったことだろうか（もちろん、ヴィンケルマン風にひたすらリベラルとしてウェーバーを語ることでも無理は生じようが）。⑤かくしてウェーバーを理解することの困難さは、まさしくこうした事態（モムゼンの分析的優越性を承認した上でなお）そのものが、つまりモムゼンもヴィンケルマンも結局はウェーバーにおける「全体連関」を充分なバースペクティブでとらえることができなかったのではないか、という事態そのものが示唆しているというべきではないだろうか。それではこの両者の議論が共有する問題性をこのように確認したうえで、あらためてウェーバーの「全体連関」の認識にむけては、どのような「展望」をこころみることが許されるだろうか。小稿の最終論点であるこの問題に立ち入らなければならない地点に達した。しかしすでに紙幅の限度にも近づいてしまった。そこで以下においてはごく簡単に、そうした議論の他日の

展開のための素描のみころみておきたい。⑥ひとつのアプローチとしては、もっぱらヴィンケルマンやモムゼンの議論に内在して——たとえばモムゼンにおいては、ウェーバーの「議會論」の積極的な面、なにかんずく強力な「行政調査権」の確立等による各種の「委員会活動」を武器としてのいわゆる「行動する議會」(arbeitende Parlament)を強化せよという^⑦。ウェーバーのリベラル・デモクラシーの面を示す議論などが軽視されているのではないかと、指導的な政治家における、あるべき総合判断能力や人間的な諸特質をウェーバーがどう論じていたか、といったような論点を掘り下げて——批判的・書評的考察をすすめる、議論の展開への突破口をさぐる、といった方法も考えられる。⑦しかし今回はその方向をとることはさしひかえ、むしろ議論全体のひとつの根本的な展開・転回をはかっておきたい。とりわけモムゼンがあまり考究していない「宗教社会学的」な研究におけるウェーバーの議論の社会思想的な含意、(これは日本では研究が進んでいる)と『政治論々文集』との接点を求めることからまず始めよう。

〔一〕ウェーバーのそのようなふたつの世界の接点の所在を示唆する資料として、まず次の文献を見ておきたい。それは、明らかにモムゼンへの批判という出版意図も感じられるE・バウムガルテンのMax Weber, Werk und Person. (1964)にも収録されているウェーバーの『政治論文集』からの現代社会論の興味深い一節である。バウムガルテンはこの一節の収録に当り特に印象的なコメントを加えて、ウェーバーにおいては「国家の主権」こそが「絶対的」ないしは「最高の価値」であった、という説や、それに依拠するモムゼン流のウェーバー批判を断固としてしりぞけているのが注目される^⑧。彼はこの点で、一九〇五年のロシア革命に際してのウェーバーの発言に注目している。それは、ホーニヒスハイムなどが力説したような単なる「彼の私生活におけるウェーバーのリベラリズム」や「人権擁護」といった次元の発言ではなく、純然たる科学的・時論的な論文「ロシアにおけるブルジョア民主主義の状態」からの引用であることで、特別な迫力を持っている。西欧的リベラル・デモクラシーの未来を論

じてウェーバーはこうのべている。「陽のあるうちにやっておかぬと時は切迫しているのである。すなわち、経済的な『革命』や、また精神的な『革命』によって。そしてまた様々に論難されている生産の『無政府性』や、そして同じように論難されている『主観主義』なども尚まだ破壊されずに残っている次の諸世代のうちに。そしてもし、それらによって、またそれらによつてのみ、自立性を持った広範な大衆の「社会的な」個人生活が (*individuum der breiten Masse* —— この傍点筆者)、譲り渡すべからざる人格と自由との存在の場として勝ち取られなかった場合には、——世界が一度び経済的に満ち足りてしまひ、また精神的にも食べあきへたというようになつてしまふと——そうした譲るべからざる人格と自由との存在の場は、われわれの弱い視力が人類の歴史の未来のみはるかすことの困難な霧をすかして見ることのできる限りでは、おそらくは永久に獲得されえないということになるだろう」と。この一節は様々な問題を含んでいて興味深いが、当面の議論にとっては、ウェーバーが、広汎な大衆の社会的個性 (Individuum) を「譲り渡すべからざる」人格と自由との「存在形式」として断固擁護していることを確認すれば足りる。しかも、この引用の一節に先行する『政治論文集』(第三版)の數頁 (568) では「近代人の倫理的な特質と、その文化価値へ」とについてウェーバーは情熱をこめて語っており、またその関連で、ウェーバーは「譲り渡すべからざる諸人権 *Menschenrechte*」という古くからの個人主義的な根本思想——これはわれわれ西欧人にとっては食べあきた黒パンのように当然のものとなつてしまつてゐるが——を大衆に浸透させること」(傍点筆者)こそはロシアにおけるリベリズムの未来にとつてもまた「死活にかかわる大問題」である、と論じているのである。実に「人権理念」は西欧人にとっては日ごとの常食物の如く当然自明のものである、とのべているのである。そしてまたこの点では、特にイギリス史の例をあげながら、彼一流の「歴史社会学」的な視角から、こうした西欧の「根本思想」が西欧近代社会の場合にのみ生みだされえた歴史的状況の社会的諸事情の一回的な組み合わせについて——そこではプロテスタント的な理性的自然法 (トレルチ) のイデ

—も重要な一要因として論じられている——簡潔に分析して見せているのである。それはまさにウェーバーの「宗教社会学」のすぐれた要約となっている。⁸³⁾バウムガルテンが長文を収録したのもむべなるかなである。先の引用文の「悲観」性はこの歴史分析をふまえて「現代」の社会学的諸状況——さし当ってはロシアの、しかし論及している事象からすれば明らかに全欧州の——を見るウェーバーの眼の鋭さがもたらしたものであろう。さらにまたバウムガルテンは、以上でコメントした箇所以外でも、ウェーバーにおける自然法思想へのコミットメントを記録し、分析している（これについては別の拙論で考察した）。⁸⁴⁾モムゼンとのウェーバー観のちがいは明らかであらう。

〔二〕さて、バウムガルテンに示唆されて、上で引用したこれらの文章は、モムゼン論争にからめて見ればどういう意味をもつだろうか。①まず、ウェーバーの政治思想を考える場合、モムゼンが提示した分析「ウェーバーはもっぱら（少なくとも第一義的には）国家権力の強大化をはかり、ニーチェ的「カリマスのエリート」の「自由」な政治指導の確保を何よりも重視しており、「人権」理念に立脚する平凡な市民個人の自由の制度的保証としての自由主義や民主主義という思想は持っていなかった、という分析とは明らかに矛盾する一面を、ウェーバーがはっきりと持っていた、ということであらう。さらに、②上の引用にふれて解説した近代西欧市民社会形成期の社会史的・思想史的消息に関するウェーバーの分析の一端は、わけてもウェーバーによる「人権思想」の形成過程の分析とその思想史の意味づけについては、ひとたびは『経済と社会』の「宗教社会学」章や『宗教社会学論文集』に嚴格に内在して考察することを要請しているといえよう。⁸⁵⁾

そして、この作業を行う場合にはあの、現世の「魔術の世界からの解放」というウェーバーの、名称のみ知られ内容については必らずしも理解されていない命題が、まさしく「権力」や「国家」や「支配」の「エントツァウベリング」の問題をも含む消息であることの認識を得、またそうした国家権力の下での人間の「自己疎外」の長大な歴史の世界から、いかにして少しづつ「個人」が解放されてきたかの論理も——⁸⁶⁾「パリア」集団イスラエルに源流を発

つする「被造物神格化の拒否」のエートスのはるけき帰結として、またその近代での「世俗化」(再洗礼派セクテンの思想を基盤としてその世俗化された「人權」思想として)の問題として、またヨーロッパにおける様々な形式での権力の分散の社会史の問題として——、そこでおどろくべき世界的視野において解明されているウェーバーの「宗教社会学」の世界に出合うこととなるのであるまいか。³⁹わがくにのウェーバー研究において解明されてきた「近代的人間類型」や「セクテ型」の人間類型の議論や、また「計測可能性」としての「都市特権」や「教会特権」等が、市民的な各種の自由の基礎となり、それをふまえた社会のみが「近代資本主義」的な市民社会となったことの認識などはここでえられた認識であった。こうしたウェーバーの近代社会論の——マリアンネ夫人やパウマルテンらが伝えるように、彼はそれに深い内的共感を示しているわけであるが——立論の「エートス」は、ひたすらウェーバーをシュミットに重ねるし方でモムゼンがえがいている、いわばホッブスの国家理性主義者としてのウェーバー像とは何と矛盾していることか。⁴⁰

(三) ところで、このように問題の転回をはかるとき、注目しておかなければならぬことがある。それはヴィンケルマンにおいても、またモムゼンにおいてもみとめられる次の傾向である。すなわちウェーバーに関して、彼の複雑な知的世界を単純な一面的なイデーによつてすべて説明できるかのように考える傾向である。とりわけモムゼンはその大著においても、また最近の論文集『マックス・ウェーバー』(一九七五)においても、いよいよウェーバーの「ナショナリズム」を強調するとともに(就中その「ウェーバーにおける普遍的思考と政治的思考」という論文において)、ウェーバーの「歴史哲学」を論じてウェーバーがニーチェの決断思想にきわめて親近性をもつ——E・フレイシュマンのこの点での極論はしりぞけつつも——思想家であると判定し、ウェーバーの歴史観を、ひたすらニーチェに影響された次のような洞察、①カリスマ的な人間の価値創造的「決断」や歴史創造的な独裁論的主体性と、②これに抵抗する没価値的で没個性的な「官僚制」との③「ディアレクティク」として世界史を通観す

る洞察である、と判定している。「この歴史哲学的な構想のニーチェとの近さは見逃すことができない」とももちろんこうした洞察においても「ドイツ国家」の未来こそが問題なのであった。さて、モムゼンの分析がそれとしてひとつのすぐれた試みであることはここでも否定されてはならないであらう。「ニーチェ」とウェーバーの親近性の一面もウェーバー思想の重要な一面である。またウェーバーが晩年とくに旧ドイツ帝国の崩壊という状況に対しつつ（規定されつつ）『Führerdemokratie』をいわば権力意志的に説いたことも重い事実である。しかしまたモムゼンのえがくこうしたウェーバー像じたいがひとつの視角に規定されたものであることも、指摘されねばならないだろう。その際、問題は、いったい何が、モムゼンに（視点こそ異なれヴァインケルマンの場合にも）こうした一定の視角でのとらえ方だけを強調させる結果になったのだらうか、という点である。もちろんひとつには、モムゼン（ヴァインケルマン）じしんの「価値関心」＝問題意識がそうさせているのだ、ということとはひとつの要因であらう。しかしおそらくそれだけではないと思われる。むしろ究極の問題は、あらゆる「歴史哲学」からの、Entzänberungを主張し、「歴史哲学」へのもたれか、を峻拒したまさにそのウェーバーについて、モムゼン（ヴァインケルマン）がしたように、あらためてひとつの「歴史哲学」を語ってしまつてよいものかどうか、いうところにある。「ウェーバーの一面」を語ることは、常に可能である（たとえば大戦末期の状況下での彼の政治思想にはこれこれの傾きがあり、それは初期ウェーバー以来明らかに彼のひとつの強力な「神」である「ナシヨナリズム」によってまさしく大きく規定されていた、という具合に。それはまさにモムゼンが解明した功績であつた。しかしそのウェーバー像とは合致しない別の「神々」につかえるウェーバーの姿も存在し、これをヴァインケルマンや、パウムガルテンらは示唆したわけである）。しかし究極の「信仰告白」を拒否する、あるいみの相対主義者（「精神的多面体」）としてのウェーバーの「全体」をあえて語るとは、常に危険をとまなうと思われる。そしてこうした一面的なウェーバー把握という問題性は、おしつめれば、ウェーバーの説くこの「ヴェルトフライハイト」（「価値自由」）のエート

スを、どのような精神として理解するのか、ということとかわっているように思われるのである。

六、ヴェルトフライハイト

〔一〕 G・ロートはベンディックスとの共著『学問と党派性』の中で、モムゼンの業績にも論及しつつ、モムゼンを含めて、多くの政治的、底意のあるウェーバー批判者が、常にけっきょくはウェーバーに関して、その思想と科学とを混同してきたのだ、と批判している。⁴⁰しかし最近これに応えてモムゼンは、ウェーバーの「ヴェルトフライハイト」の科学論を新たに論じて、①ウェーバーにおいては、科学と価値意識が無自覚に混同されてはならず、科学と価値を分離すべきことが説かれていることをみとめた上で、②しかしまた、科学と価値を単純に分離してはならないこと、むしろウェーバーじしんがそう説いていること、を強調し、さらに「ウェーバーの科学研究とウェーバーの価値意識とは徹底的に相互规定的な関係にあること」を強調してロートに反撃している。⁴¹たしかに「ヴェルトフライハイト」には、①価値と科学の混同の否定と、②科学研究が明確な価値意識（問題関心）の上でのみ花開くべきだとの要請と、このふたつの面があることもモムゼンのいうとおりであろう。⁴¹ただモムゼン（ヴィンケルマン）などの場合、複雑で多面的な「価値意識」を自己の内に同時に持っていたと考えざるをえないウェーバーの全知的世界においても、モムゼンらが重視する一、二のイデーだけ（モムゼンはそれに関してウェーバーの「歴史哲学」を説きまでするのであるが）が徹底的に规定的意味を持っていると、べていることが問題なのではあるまいか。モムゼンによると、ウェーバーの「歴史哲学」は、けっきょくは「ドイツ国家」と「ヘーネーチエ的貴族的個人主義」と「ヘカリスマ」との確保ということになるようである。⁴²

〔二〕 しかしわれわれは、『宗教社会学論文集』のいわゆる「中間考察」論文をよめば、宗教、政治、経済、学問、芸術、エロスの神々の相互に峻厳に否定しあう恐るべき「神々の斗争」についての、それぞれの「神々」に対する

共感もこもった公平な分析に接するのである（この「中間考察」は、文明の発展が、人間にとってどのような深刻な諸問題をもたらすことになるか、を「神々の斗争」としてえがいており、モムゼン流のとはちがったみでのウェーバーの「歴史哲学」的な思索の一面をゆたかに含んでいるとも言えよう⁴³）。また「職業としての学問」にみられる、およそ反ニーチェ的なトルストイ思想との、共感し、尊重しつつ行なわれている対話など、またバウムガルテンが政治論文に関して、ホーニヒスハイムらが私生活に関して指摘する、国権主義とはおよそ正反対の人権論に立つウェーバーの姿も確認された。このように、彼の内に生命を持っていた「神々」は、けっして「国家理性」や「ニーチェ」的な超人思想だけではなかったと考えざるをえない。とはいえまた、ヴィンケルマンの説くような「人権理念」だけでもなかったであろう。しばしば、特定の状況におけるウェーバーの爆発的な「フォルティシモ」の強奏は、人をしてそれが彼のすべてだと聴き誤らせるのではないだろうか。——かくて小稿は結論部に達した。モムゼン（ヴィンケルマン）の場合、「ヴェルトフライハイト」把握の問題性は次の点にある。とりわけモムゼンは「ヴェルトフライハイト」をむしろ、①ウェーバーにおける特定の価値意識（への「決断」）による彼の科学的視野の拘束、という面にだけ力点をおいて把握したために、②多元的な価値意識に依拠する多角的な世界への照射という「ヴェルトフライハイト論」のいまひとつの機能を、ウェーバーその人の知的営為においても適用する、という可能性を閉ざしてしまったように思われるのである。そしてこのコメントは、若干のニュアンスをかえればヴィンケルマン——彼の著作の第一部では、すぐれたウェーバー認識論研究が行なわれているのであるが、それにも拘らず——にもおそろしく同じ批判が可能であろう。

〔三〕とくにモムゼンのばあいには、ウェーバーが決して語るところのなかった「歴史哲学」を、正面からあえて「再構成」し、これこそウェーバーの「思想」の全体である、として提示し、しかも、同じようにウェーバーの「全体」を「再構成」しようとしたヴィンケルマンやアブラムフスキーの試みなどは一蹴していることは、やはり

充分な説得力を持たないように思われる。

「歴史哲学」とはおそらく歴史の「意味」をときあかそうとする「哲学」的営為であろう。周知の如くウェーバーにおいて、「歴史の意味」はエクスプリシットには論じられてはおらず、厳格に「禁欲」されている。多元的な価値（神々）の語る、相互に矛盾する「哲学」を、——そのこゝだ、まは「中間考察」で読まれうるが——「総合」することなどは、断念されており、いわば、ニ、チ、エ、的に神々の神となることは「禁欲」されているといえよう。むしろそうした「神々の斗争」としての、すべての価値の相対化に、内面的に崩壊せず耐えることこそ「認識」という知恵の木の実を食べてしまった」近代の知識人であるウェーバーの「エートス」ではなかっただろうか。⁴⁵ ヴィンケルマンや特にモムゼンの「ウェーバー像」は、そのいみで、——決して無意味ではなく、ウェーバーの一面を鋭くえぐっているにしても、やはり——ひとまわり小さなウェーバーをえがいてしまったように思われる。盟友トレルチの晩年の歴史哲学的な企図——あらゆるものが「歴史主義」の猛毒の下で相対化された世代にあって、なおかつ超越者をふりあおぐことと、「発展」というイデーだけは救い出しておこうとした、誠実な未完の名著『歴史主義とその諸問題』——をも、ウェーバーがもはや、「幻想」にすぎないものだ、とみていたことはトレルチじしんが記している。何らかのイデーを中心に歴史の意味を、⁴⁶ 義的に語ったりすることはウェーバーにはふさわしくなかったように思われる。それは、もしウェーバーのような強力な精神的緊張を耐えぬけるだけの「人物」を失なったときには、容易にシンシズムやニヒリズムに墮落しうる消息であった。しかしまさにそれに耐えていた（精神の多面体）、という事実が、くりかえしわれわれを、ウェーバーの「学問と思想」へとひきつけるのである。というのも、彼を研究することにおいて、われわれは、「混乱せる人物」や「狂信家」ではなく、「生の多面性」と「混乱せる世界」とを明晰に擬視してついに醒めていた知性に出合うからである。ウェーバーの「フォルティシモ」にも接しているレヴィットが醒めた、ウェーバーを強調し、彼から吹いてくる「氷のような冷たい風」を語り、「彼の弟子たちのうちひとりと

して彼のように、現実の中で、現実によってしかも内的に成長しえた者はいなかった」と記していることはきわめて印象的である。⁽⁷⁾

注

- (1) 大塚久雄編『M・ウェーバー研究』(東大出版)、内田芳明『ウェーバーとマルクス』(岩波書店)、住谷一彦『M・ウェーバー』(NHKブックス)。
- (2) Wolfgang Mommsen, *Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920*. (初版 1959, 二版 1974, Mohr. 以下引照は M. W. D. と略記し二版頁数を示す。初版書評に英明氏の論稿がある。『一橋論叢』四十八巻一号)。
- (3) Mommsen M. W. D. S. 478ff.
- (4) Johannes Winckelmann, *Legitimität und Legalität in Max Webers Herrschaftssoziologie* (1952, Mohr 『一橋論叢』三十五巻六号に中村貞二氏の書評がある)。
- (5) モムゼンの著書は刊行されてすぐ雑誌 *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie* の Jg. II (1961) の「ペンディックス、ホーニヒスハイム、レーヴェンシュタインら「正統派ウェーバー論」の激しい批判をあげた。モムゼンは、ウェーバーの全体像を考慮したか(ペンディックス)、ウェーバーの私生活での人権擁護ぶりや、カント的な人権論をモムゼンが軽視していないか(ホーニヒスハイム)、ナチ時代の経験を一九一〇年代に投影し、「フューラー」というコトバの汚れをも投射していないか(レーヴェンシュタイン)等が批判された。モムゼンの反論のうち重要なのは、彼もウェーバーとシミュミットないしナチを思想的に同一視したことはなく、それにも拘らずコンティニューイタイが生じたことを問題にしたのだ、というのである。Mommsen M. W. D. Nachwort. 論戦のあるズレがみられる。
- (6) たとえば、大塚久雄・竹内好の対談『歴史のなかのアジア』(大塚久雄著作集第七巻、岩波書店)、安藤英治『ウェーバーと近代』(創文社)。
- (7) König 著 M. Weber und die Soziologie Heute (1966) とくして R・フロンンの報告。
- (8) R. Bendix and G. Roth, *Scholarship and Partisanship*, (1972) Chap. 3. (拙訳「学問と党派性」みすず書房)
- (9) Troeltsch, *Historicism und seine Probleme* S. 168 は「現代の『キアウエリ』としてウェーバーをとらえ(ただしいっそう倫理的な)、『民族の栄光』こそ彼の究極の神だったとし、『カリスマ的民主主義』への歴史的洞察が彼の『歴史哲

字」だったと述べている。キムゼンはこれに大きく影響を受けている Mommsen, *M. Weber, Gesellschaft politik und Geschichte*, 1974, S. 250 註 1. (この日記は中村貞二他訳『マックス・ウェーバー』未来社)。ウェーバーの政治的ザンリビカイトはマキアヴェリにもかよって「民族の栄光」が彼の「神」のひとつだったのは明らかである。しかしこのトレルチの断定でウェーバーが「浮はれる」といえる疑問であろう。晩年のウェーバーとトレルチの関係は微妙なものであった。

- (10) E. Voegelin, *The New Science of Politics* (1952)
- (11) Th. Heuss, M. Weber in seiner Gegenwart, (Weber, *Politische Schriften* 6の序編) キムゼンの研究は「こうした時代状況にも規定を及ぼす」一義的明確性を帯びてくれた「理想型」となることを「世代的 Seinsverbundenheit」をなわづらぬ。
- (12) 帝國主義とドイツは Mommsen, M. W. D. S. 44f, S. 52ff, S. 68f, 73ff, 169, 417, 等。「指導者民主制」は S. 176ff, S. 201-204, S. 364ff.
- (13) Mommsen, M. W. D. S. 409, 410ff S. 448.
- (14) カルスマと政治とドイツは Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 五版 S. 156ff. ウェーバーからシマットへの接線とドイツは Mommsen, M. W. D. S. 450f. 国家の意識とドイツは S. 407ff.
- (15) Mommsen, M. W. D. S. 204-5, S. 420ff, ウェーバーの「国家」とドイツは S. 407ff.
- (16) Carl Schmitt, *Legalität und Legitimität* 三版 S. 140.
- (17) C. Schmitt, *Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus*, 四版 S. 12, 14f, S. 22.
- (18) J. Winckelmann *Legitimität und*, S. 29. あるいは「レオンハント・タインは前出註び」「合法性」はドイツにとって不幸な概念だったと述べている。
- (19) Winckelmann, *Legitimität*, S. 86-89.
- (20) 人権と政治とドイツは Winckelmann, S. 34ff, S. 41 「国家の「リットヤル」」とドイツ Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 157ff.
- (21) Winckelmann, S. 70ff.
- (22) マンケルマンによる「ウェーバー政治理論の次の作図を転記しておく。小稿の立論の脈らくにも関係がある。

I 行為の型	II 正当の秩序の根拠	III 正当な支配の型
1. 低情統制 2. 情緒的 3. 合理的 a) 価値的 b) 目的性	1. 低情統制 2. 価値的 a) 秩序 b) 模範 3. 模範法	1. 低情統制 2. カリスマ的 3. 合理的

(圖 1 — Winckelmann, S. 36 から)

- (23) Weber *Wissenschaftslehre*, S. 146ff.
- (34) Mommsen, M. W. D. S. 479
- (25) Mommsen, M. W. D. S. 479 下の「社会問題」を参照。
- (26) C. Schmitt *Legalität*, S. 14.
- (27) Mommsen, M. W. D. S. 204ff, S. 481
- (28) Mommsen, M. W. D. S. 482
- (29) Mommsen, M. W. D. S. 487 この決定的な断定にも拘らず、モムゼンはウエーバーとシュミットの差違をくりかえし注意し、短絡をいましめている。ただ、基本的な立論がウエーバーのマイナス面の強調にあり、シュミットと対せき的一面を積極的に論じる姿勢がないために、両者の近さだけが印象づけられる。しかしそれを言うのは「ないものねだり」かも知れない。モムゼンの大著が、ウエーバーにおけるドイッの問題性の面を理念型的に解明した功績はそれとしてやはりきわめて大きいといえよう。
- (30) Weber, *Politische Schriften* 三巻 350ff.
- (31) E. Baugarten, *Max Weber, Wert und Person* (1964, Mohr) S. 659.
- (32) Baugarten, S. 662.
- (33) Baugarten, S. 660f, Weber *Politische Schriften* S. 64ff.
- (34) 拙稿「宗教社会学とドイツ精神史」(本学紀要 83~84号)

- (35) 安藤英治『マックス・ウェーバー研究』(未來社 第四論文、中村勝己『近代文化の構造』(筑摩書房)。モムゼンも *M. Weber: Gesellschaft, Politik, Geschichte* の中でウェーバーのアメリカ論を分析した。しかしそれが「モムゼンのウェーバー像」の中でどう位置づけられるのかは明確でない。
- (36) 拙稿「ウェーバーにおける支配と宗教」(『みすず』二四五号)
- (37) 丸山眞男・安藤英治「ウェーバー研究の夜明け」(安藤英治『マックス・ウェーバー』講談社)
- (38) Mommsen, Max *Weber* S. 129.
- (39) Bendix and Roth, *Scholarship*, Ch. 3.
- (40) Mommsen, M. W. D. S. 446.
- (41) 安藤英治『マックス・ウェーバー研究』第二論文。
- (42) Mommsen, M. W. D. S. 448.
- (43) *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie* Bd 1, S. 536 ff.
- (44) ウェーバーの典型的な「フュンクニシヤ」の強要が、いかに衝動的だったか。たとえば弟アルフレートの、晩年のウェーバー像は印象的である。Baumgarten, M. *Weber*, S. 550. ウェーバーの「ナシヨナリズム神」については、やはり帝国主義時代のまいたた中に生れてきた、という世代的な Verbundenheit のその強要を力説してしめることはいえないと思われる。大戦中の「二つの倫理の間」その他を参照。Politische Schriften, S. 65ff.
- (45) Weber *Wissenschaftslehre*, S. 154. ニーチェとウェーバーは近くて遠くの兄弟。
- (46) Troeltsch, *Historismus und seine Probleme* S. 189 の註 83. この点はあらためて論じたい。
- (47) Karl Löwith, Max Webers Stellung zum Wissenschaft. (Zum Kritik der christlichen Überlieferungen, 1974, S. 251ff)